



Doshisha University Academic Repository

同志社大学学術リポジトリ

はじめに

著者	太田 修
雑誌名	同志社コリア研究叢書
巻	4
ページ	1-9
発行年	2021-03-19
権利	同志社コリア研究センター
URL	http://doi.org/10.14988/00027991

2021年の年頭に、またひとつ歴史的な判決が出された。日本軍「慰安婦」被害者と遺族ら12人が日本政府を相手に損害賠償を求めている訴訟で、ソウル中央地方法院（地方裁判所）は1月8日、日本政府に一人当たり1億ウォン（約950万円）の賠償を命じる判決を下した¹。日本政府が控訴しなかったためこの判決は確定した。

判決文ではまず、裁判成立の可否を決定する「国家免除」²に関する国際法理論について次のように論ずる。「国内裁判所が外国国家に対する訴訟について裁判権を有しないという国際慣習法」にもとづく主権免除論は、国家間の友好関係の維持等の理由により19世紀末まで広く支持されてきた。ところが、「19世紀末から徐々に制限され、多数の国家は、私法的・商業的行為等については、国家免除が適用されないという内容の国内法を制定したり条約に加入したりしている」。とくに、「反人倫的・反人権的犯罪行為に対する訴訟」の場合には、主権免除を認めてはならない、という学説も提起されている。

それゆえ主権免除論は、「恒久的で固定的な価値」ではなく、欧州条約、国連条約、米国、日本などの法律でも「個人の権利を保護する方向」に向

¹ 서울중앙지방법원34민사부판결/사건2016가합505092손해배상(기)。以下の引用はこの判決文からのものである。

² 日本語では一般的に「主権免除」が使用されているので、以下、引用を除いて「主権免除」とする。

かっていること、「絶対規範（国際強行規範）³に違反し他国の個人に大きな損害を与えた国家が、国家免除理論の背後に隠れ、賠償と補償を回避できる機会を与えるために形成されたものではない」こと、本件が「日本帝国により計画的、組織的に広範囲に行われた反人道的犯罪行為であって国際強行規範に違反するもの」であることなどから、本件には主権免除は適用されない。

その上で判決は、次のように判示した。日本の「慰安婦」制度の下での原告らの強制動員、および「慰安所」での「常時的暴力、拷問、性暴力」などの一連の行為は、「当時日本帝国の韓半島と韓国人に対する不法な植民支配及び侵略戦争の遂行と直結した反人道的不法行為に該当」し、そうした「不法行為により原告らが被った精神的苦痛を、金銭的にでも賠償する義務がある」。

判決は補論として、1965年の日韓請求権協定による請求権消滅の有無、および「2015年日本軍慰安婦被害者問題関連合意」による請求権消滅の有無についても言及し、いずれも請求権は消滅していないとした。つまり前者については、原告らの「損害賠償請求権は請求権協定の適用対象に含まれるとみなすことはできない」ので、「請求権協定により原告らの被告に対する損害賠償請求権が消滅したということとはできない」。2018年10月の韓国強制動員被害者事件の大法院判決（以下、2018年大法院判決）を踏襲する内容である。後者は「韓日両国間に「慰安婦」問題に関する国家対国家としての政治的合意があったことを宣言する」もので、「別途の委任や法令の規定なしに個人の権利を国家が処分することはできない」、したがって

³ 「法規の適用が絶対的に強行され、個別当事者間でも逸脱を許されない規範」。国連国際法委員会では、奴隷取引・海賊行為・ジェノサイドの禁止などすべての国家がその防止に努めるべき規則が強行法規として例示されたが、それを同定する基準は明示されなかったという（国際法学会編『国際関係法辞典 第2版』三省堂、2005年）。同辞典については、同志社大学司法研究科の深谷格氏より御教示いただいた。

「合意」により「原告らの損害賠償請求権が最終的、不可逆的解決をみたと断定することはできない」、とした。

今回の判決は、被害者への暴力が「反人道的不法行為」だったと認定し、国家中心の国際法秩序や国家の権威よりも個人の権利を大きく重視するものだったと言える。日本軍「慰安婦」訴訟で代理人団長を務めてきた李相姫^{イサン}弁護士以下のコメントは判決の射程を的確に捉えている。日本軍「慰安婦」問題は、「日韓だけの問題ではなく、アジア全域に関わる問題」であり、判決は「どんな国家も国家の暴力から自由ではない」ことを示すものである。「日本を攻撃しようというものではなく、「国家暴力を量産する制度とシステムに対し問題を提起するものであって、人類がどうやって責任を負うべきかという観点から、この問題に取り組んでいる点を知って欲しい」⁴。

この判決に対して日本の加藤勝信官房長官は、「国際法上の主権免除の原則から、日本政府が韓国の裁判権に服することは認められず、本件訴訟は却下されなければならない」、「慰安婦問題を含め、日韓間の財産、請求権の問題は、1965年の日韓請求権協定で完全かつ最終的に解決済み」で、「2015年の日韓合意において、最終的かつ不可逆的な解決が日韓両国政府の間でも確認されている」と反発した⁵。大方のメディアや論評でも、「国家間の明確な合意を、内政事情で一方的にないがしろにすることは許されない」⁶、「主権免除」認めぬ不当判決だ⁷など、批判的な論調が目立った。

4 ジャーナリスト徐台教^{ソテギョ}氏の李相姫^{イサン}弁護士へのインタビュー「日本への攻撃ではない」ICJは恐れない」…慰安婦訴訟の代表弁護士が語る“日本政府賠償判決”の全て」（2021年1月14日）（<https://news.yahoo.co.jp/byline/seodaegyo/20210114-00217560/>）（最終アクセス日：2021年2月16日）。

5 『한겨레』2021年1月8日（『ハンギョレ日本語版』2021年1月9日（<http://japan.hani.co.kr/article/international/38786.html>）（最終アクセス日：2021年2月16日））。

6 『毎日新聞』2021年1月9日、朝刊、社説。

7 『讀賣新聞』2021年1月9日、朝刊、社説。

とくに日本政府の批判は、2018年大法院判決時のように、「国際法違反」「解決済み」を繰り返すことに終止し、判決の内容をふまえて問題点と根拠を示すものではなかった。紋切り型とも言える用語を反復したのは、対話を拒否する問答無用の態度にもみえる。主権免除不適用を人権重視という観点から説得的に述べた判決に、主権免除原則論を繰り返すだけでは反論にならない。あるいは世界的な人権重視の潮流への対応不可能さの露呈なのかもしれない。

ここで日本軍「慰安婦」判決とそれに対する日本政府やメディアの対応を取り上げたのは、判決の内容に可能性を見出し、既存の「日韓関係」の枠組みを考え直したいからである。日本政府やメディアの言動から浮かび上がってくるのは、判決が「日韓関係」に反するという論理だ。「慰安婦」問題については、1965年の日韓請求権協定と「2015年日韓合意」がその「日韓関係」の中心に位置づけられている。

日韓請求権協定は、日韓間の財産・請求権問題が「完全かつ最終的に解決された」ことが記された条約で、日韓の政治外交的努力の産物だった。旧宗主国日本の経済協力によって旧植民地韓国の経済開発を推進し、資本主義の優位性を示すという米国の東北アジア冷戦戦略に日韓両政府が呼応したことによって築かれた法でもあった。他方で、植民地支配下の戦時動員被害者らは国際関係と政治外交の主体となりえなかった。被害の真実も究明されず、責任の追及、謝罪、賠償、歴史記憶の継承を内容とする「過去の克服」もなされなかった。それゆえ韓国での政治的民主化後の90年代初めに、被害者らは声をあげ、闘いを開始した。

「2015年日韓合意」は、盧武鉉^{ノムヒョン}政権下の2005年に日本軍「慰安婦」被害者らが日本政府に損害賠償を請求したことに端を発する人権や尊厳にかかわる問題が、日韓政府間の交渉によって外交的に合意されたものだった。当時のオバマ政権による対中国および北朝鮮に対抗するための日韓安保体制の強化をめざす政策がその背景にあった。つまり、被害者らとの十分な

対話を基礎とし、被害者らの人権や尊厳を重視したものではなく、国際関係や政治外交が優先された合意だったのである。被害者らが提訴したのはそのためだった。

今回の判決は、「慰安婦制度」下の戦時動員体制と「慰安所」での暴力の歴史を叙述することから始め、それらの行為が「反人道的な犯罪」だと認定し、その「精神的な苦痛」に対する損害賠償の支払いを命じている。問われているのは、被害者の人権や尊厳を重視しない国際関係や政治外交によって築かれた「日韓関係」なのである。判決を批判して韓国政府の責任を問うばかりで被害者の人権は眼中にないかのような日本政府や大方のメディアの反応に、そうした「日韓関係」が透けて見える。

学問分野としての「国際関係」や「政治外交」からの「日韓関係」研究においても、同様の傾向がみられる。日韓の対外政策や国交正常化交渉の政治過程、日韓をとりまく国際関係などを主な内容とする「日韓関係」研究では、植民地支配下の戦時動員被害者らの冷戦下における生活やアイデンティティ、政治的民主化後に被害者が主体として取り組んだ運動と国家との対抗関係など、後述する植民地主義の継続については、ほとんど関心がはられなかった。

本書で考えようとするのは、冷戦下において植民地支配と戦争の暴力を覆い隠そうとした国際関係や政治外交をも批判の俎上にあげる「植民地主義、冷戦から考える日韓関係」である。

植民地主義と冷戦については、これまで多くの議論がなされてきた。中野敏男によると、帝国主義・植民地主義は、「近代的な政治社会権力として既存の社会関係を解体再編し、人々からそれまでの生活基盤を奪い取って生活圏から駆り立てながら、他方では人々に「皇民」であることを要求し、その自発性を促して、労働へ、開拓へ、戦場での挺身へと向かわせるところの動員する暴力として作動した」。さらに、そうした動員は「大量の人間の移動を生み出し、家族や共同体を移動させ離散させながら、この地域

の権力構造をつくりかえ、社会経済的・文化的な連関を再配置」していった⁸。こうした植民地主義のシステムは、敗戦と解放後においても残り続けた。

さらにこの継続する植民地主義の上に、東西冷戦による覇権争いが重なった。とりわけ韓国においてはアメリカの冷戦戦略の下で、日本の経済協力による開発や産業化が推進された。こうした植民地主義と冷戦の中で「日韓関係」が立ち上がり展開していったのである。

ただし、植民地主義と冷戦は、固定的なものでもなく、あらかじめ決められているものでもない。植民地主義と冷戦についての上記の概略的な説明は、これまでの研究の暫定的な整理であり、今後の研究課題を示すものでもある。それゆえ今後も植民地主義、冷戦とは何であるのかという問いを発し続けることが必要で、本書もそうした問い直しの作業を進めようとするものである。

さしあたって本書では、1945年の「敗戦」「解放」前後から1970年代にかけての、日本と朝鮮半島の人々の植民地支配・戦争の経験や記憶、人やモノの行き来、地域・コミュニティの様相、思想的交流などについて検討することになる。

本書は、2016年度科学研究費助成事業の基盤研究（B）「日韓国交正常化交渉および戦後日韓関係に関する基礎的研究」（課題番号：16H03481）の成果の一部であるが、この科研についてもこの場を借りて紹介しておきたい。2016年4月から4年間実施されたこの科研では、大きく二つの作業が行なわれた。

⁸ 中野敏男「東アジアで「戦後」を問うこと——植民地主義の継続を把握する問題構成とは」岩崎稔／大川正彦／中野敏男／李孝徳編『継続する植民地主義——ジェンダー／民族／人権／階級』青弓社、2005年、17頁。

一つは、「日韓会談文書全面公開を求める会」（「求める会」）⁹の取り組みによって公開された日韓会談文書（1951年10月から1965年6月まで日本国と大韓民国の間で行われた日韓国交正常化交渉の過程で作成された日本の公文書）の書誌情報をデータベース化し、検索システムを構築する作業である。その作業は「日韓会談文書等管理委員会」と共同で進められ、また多くのアルバイトの方々の支援を得て行われ、2020年3月31日に検索システム「日韓会談文書 情報公開アーカイブズ」を公開することができた（<http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/nikkankaidanbunso/index.php>）。この検索システムは、おもに日本の外務省が2006年から14年までに公開した日韓会談文書1916ファイル（約6万ページ）を、文書名、作成年月日、キーワードなどで検索できるようにしたものである。今後も新しい文書が開示されれば追加していく予定である。

もう一つの作業は、研究活動である。当初設定した研究の目的は以下の二点だった。「(1) 国家対国家の外交関係研究を越えて、植民地支配・戦争の経験や記憶、人やモノの行き来、日韓条約締結後の交流などの日韓の諸関係を植民地支配と冷戦の側面から明らかにすることにより、戦後日韓関係史研究の基盤を構築するとともに、豊かな戦後日韓関係史像を描き出す」、 「(2) 先行研究が戦後日韓関係史を日韓の関係史としてのみ叙述する傾向が強かったのに対して、本研究では、日韓関係史を南北関係や日朝関係、東アジア、世界史の中に位置づける」。こうした趣旨の下、京都（同志社大学）とソウル（おもに民族問題研究所）を往来しながら15回の研究会を開催した。そして、その研究の成果が本書ということになる。

本書は三部で構成されている。第一部は、日韓会談の前後に作成された史資料や上記の日韓会談文書を用いた研究からなる。西村直登論文は、

⁹「求める会」は2005年に発足し、2016年12月23日に解散した。現在、HP「日韓市民でつくる日韓会談文書・全面公開を求める会」（<http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/>）は「日韓会談文書等管理委員会」が管理している。

1953年頃に日韓会談に向けて作成されたと推定される「日本震災時被殺者名簿」に注目し、その内容と作成経緯について論じる。^{シンジェジュン}申載浚論文は、日韓会談において日韓両国が相互に異なる立場から経済「協力」を志向していたが、最終的には「日本の意図（請求権の解決）」が貫徹され、「韓国の意図（貿易不均衡の改善）」が挫折した過程を描く。宮本正明論文は、筆者が^{しよし}古書肆で入手した新資料や日韓会談文書などをもとに、財産請求権問題における「解決」対象の「処理消滅」を定めた法律第144号の成立過程を明らかにする。

第二部には、冷戦下の地域と経済について論じた研究を収録した。板垣竜太論文は、京都韓国学園の銀閣寺用地移転が頓挫した事件から、韓国学園と韓国政府の思惑、銀閣寺周辺の地域社会が抱えていた問題、冷戦イデオロギーなど、複数の歴史的脈絡が交差した構造を考察する。成田千尋論文は、沖縄の韓国人慰霊塔が1975年に建立されるまでの経緯を、沖縄と韓国を規定した冷戦体制を軸に、復帰前後の沖縄の社会状況、慰霊塔建設に関与した複数の組織や個人、北朝鮮政府の認識にも注意をはらいながら論じる。福岡正章論文は、「敗戦」「解放」直後から1950年代にかけての日韓の密貿易の実態をさぐり、貿易の形態や取引された商品について、植民地期との連関、冷戦下での変容の有り様を検討する。

第三部は、近代および植民地支配に対する知識人や市民の認識、省察について論じた論考を集めた。^{ソンピョングオン}宋炳巻論文は、アメリカの対朝鮮政策文書の作成過程に大きな影響を及ぼしたとされる、グライダンチェフ（Andrew J. Grajdanzev）の植民地朝鮮経済に関する著作『現代朝鮮（Modern Korea）』とその書評を分析し、アメリカの戦後信託統治構想につながる植民地朝鮮認識の原型を探る。^{ホンジョンウク}洪宗郁論文は、1960年代初頭の日本に台頭した近代化論に対抗する議論として、ナショナリズムやアジア主義に込められた民衆のエネルギーに可能性を見出した竹内好と梶村秀樹の「民衆の発見」について論じる。太田修論文は、1973年金大中拉致事件後に日本で起こった救援

運動が、当初はナショナルな主権侵害論によって展開されたが、しだいに日本社会変革論と植民地支配責任論による日韓連帯運動へと変容していった様相を描く。

韓国強制動員被害者の慰謝料請求を認めた2018年大法院判決、そして冒頭で紹介した日本軍「慰安婦」判決をめぐる日韓の対立は、すぐには解消されそうにない。「国際関係」「政治外交」を重視して性急に解決しようとするのではなく、問題の根底にある植民地支配と冷戦の歴史をとらえ直し、「過去の克服」に向けた努力を進めていくことが必要ではないかと思う。本書があらたな日韓関係を構想するための助けになることを願ってやまない。

(謝辞) 本書のもととなった研究会の半数がソウルの民族問題研究所の会議室で開催された。同研究所学芸室長の^{キムスンウン}金丞垠さんと、当時研究員だった^{チョシヒョン}趙時顕さんにはたいへんお世話になった。本書を出すにあたって、執筆者の一人でもある西村直登さん(同志社大学)には、「 코리아研究叢書」3に続いて、編集の補佐をお願いした。また装填は、「 코리아研究叢書」1~3に続いて、大本幸恵さんが引き受けてくださり、素敵なデザインを提供してくださった。ここにあわせて感謝申し上げる。